

2023年10月26日
愛知製鋼株式会社

当社元役員らの財産に対する仮差押え継続のお知らせ
(当社元役員による保全抗告の棄却について)

当社は、当社元役員らによる不正競争防止法違反に係る損害賠償請求に関連して、当社元役員らの財産に対する仮差押えを申し立て、名古屋地裁半田支部は、2017年1月、仮差押えの決定をしました。

当社元役員は、不正競争防止法違反に係る無罪判決などを理由として、株式の仮差押えについて保全取消申立て(仮差押えの取消しを求める申立て)を行い、名古屋地裁半田支部は、2023年3月24日、当社元役員による保全取消申立てを却下しました。

当社元役員は、名古屋地裁半田支部の決定を不服として、名古屋高等裁判所に保全抗告を申し立てましたが、名古屋高等裁判所は、2023年10月20日付けで当社元役員による保全抗告を棄却しました。これにより、当社元役員らの財産に対する仮差押えは継続されますのでお知らせします。

以上